

霧島市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

霧島市固定資産評価審査委員会条例の一部を次のように改正する。

令和2年2月14日提出  
霧島市長 中 重 真 一

霧島市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

霧島市固定資産評価審査委員会条例（平成17年霧島市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）が令和元年5月31日に公布され、その一部が令和元年12月16日に施行されたことに伴い、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）に係る題名の改称及び条号ずれが生じたことから、本条例の所要の改正をしようとするものである。